⑸　工期　令和７年３月31日まで
⑹　使用する主な資材　空気調和設備一式、換気設備一式、排煙設備一式、自動制御設備一式、衛生器具設備一式、給排水給湯設備一式、消火設備一式、医療ガス設備一式、排水処理設備一式、ＲＩモニタリング設備一式、撤去工事一式
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ
（https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/）　の電子入札システムにより行う。
　なお、紙入札方式参加を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願（入札説明書別紙様式１）を発注者に対し持参又は郵送により提出しなければならない。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人信州大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は950点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、820点）以上であること。
⑷　平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で５層以上（地下階も可）かつ延べ面積10,000㎡以上の病院施設（医療法第１条の５に該当するもの）の新営又は全面改修機械設備工事
②　代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で２層以上（地下階も可）かつ延べ面積5,000㎡以上の病院施設（医療法第１条の５に該当するもの）の新営又は全面改修機械設備工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大でかつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第３項ただし書及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置した場合は、監理技術者の兼務を２件まで認める。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で５層以上（地下階も可）かつ延べ面積10,000㎡以上の病院施設（医療法第１条の５に該当するもの）の新営又は全面改修機械設備工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（上記２⑷の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵②によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高42点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。
②　「加算点」の算出方法は、下記⑶の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を「加算点」として付与するものとする。なお、「工事全般の施工計画」において「不適切（欠格）」の評価を受けた入札参加希望者については、入札の参加は認められない。
③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札参加者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。